

## 理由

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴い、再審の訴えにおいて確定したことの主張が制限される審決、特許料等の減免措置に係る要件等を定めるとともに、通常実施権等に関する登録制度の廃止等に関し所要の経過措置を定める必要があるからである。